

令和6年度税制改正要望事項（新設）

（外務省 総合外交政策局 安全保障政策課）

項目名	次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関による物品の輸入に伴う税制上の所要の措置の新設											
税目	消費税											
要望の内容	<p>次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために、日英伊で国際機関を設立する予定であるところ、当該国際機関が公用のために輸入する物品について消費税等を免除するための所要の措置を講じることとしたい。</p> <p>※関係法令 ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第二号 ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第五項を関税定率法施行令第二十五条の二の改正を踏まえ改める。</p> <table border="1" data-bbox="900 808 1503 976"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。</p> <p>(2) 施策の必要性 次期戦闘機の開発について2022年12月、日英伊3か国による共同開発事業である「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP: Global Combat Air Programme）」が発表された。これは、日英伊の優れた技術を結集し、共通の機体を開発することにより、開発コストやリスクを最大限分担しつつ、将来にわたって我が国の航空優勢を確保できる戦闘機を共同開発するものである。</p> <p>GCAPを実施するにあたり、効率的な協業体制を構築するため、政府側は国際約束に基づく国際機関を、企業側は民間統合組織を設置することにより、現在各国政府が個別にプライム企業と結んでいる契約の大部分を、本国際機関とこれに対応する企業体の契約に一元化し、効率化する必要がある。本国際機関は、民間統合組織との契約行為の主体となる他、GCAPの指導、管理、指示、監督及び運営を行うことが想定される。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「外務省における政策評価の基本計画」（令和5年3月8日策定）を実施するために定められている「令和5年度外務省政策評価実施計画」において、次のとおり位置付けられている。 基本目標Ⅱ：分野別外交 施策Ⅱ—1：国際の平和と安定に対する取組 2 日本 の安全保障に係る基本的な外交政策
		政策の達成目標	F-2 の退役が始まると想定される 2030 年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	いずれの国が本部又は支部の設置国になる場合も、各国の拠出金で運営される本国際機関について、本部又は支部の設置国のみが、共通の利益に資するべき拠出金から利益を得ることのないよう、公用のために輸入する物品に係る税の免除を規定することは、政策手段として有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和6年度概算要求において、以下を防衛省において検討中。 ○ 次期戦闘機の共同開発機関への拠出金（40億円） 次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関に対し、運営資金を拠出。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、国際機関の運営に必要な資金を拠出するものであり、本措置とともに、国際機関の設立・運営のために所要の措置をとるものである。
	要望の措置の妥当性	我が国に所在する国際機関の本部・事務所に対しても、類似の免除が与えられている例がある。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今般初めて要望するもの。	